

第35回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成24年12月21日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

1番 花澤 信一	3番 平戸 正己	4番 古川 晃市
5番 葛田 秀治	6番 武内 章一	7番 小川 良夫
8番 長谷川 良二	10番 伊井 勝實	11番 鳥海 夫男
12番 鈴木 弥須雄	13番 遠山 修	14番 鶴岡 公一
15番 葛田 吉弥	16番 石井 文夫	17番 御園 豊
18番 藤井 幸光	19番 榎本 雅司	20番 勝畑 孟志
22番 渡辺 喜一	23番 前橋 勇	24番 川島 三夫
25番 高橋 一夫	26番 川名 康夫	27番 石井 清治

5 欠席委員 2名

2番 鈴木 俊郎 21番 飯塚 健史

6 出席事務職員 3名

小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

## 開 会

平成24年12月21日午後3時12分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第35回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、鈴木俊郎委員、21番、飯塚健史委員です。

### 議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、石井文夫委員、18番、藤井幸光委員を指名いたします。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたしますが、議案第1号の1については、委員の家族にかかわる案件で、農業委員会法24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 君退席 〕

○議長（勝畑孟志君） 議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、事務局、鈴木です。議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く耕作に便利であるとのことから当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとするものです。場所は、飯富字大六天、字西山野です。現地を確認いたしましたところ、耕うんされておりました。

会議資料1ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣で調和した農作業を実施しており問題ありません。

説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番、長谷川です。12月の18日の日の午後1時に〇〇さんと現地を見てまい

りました。今事務局のほうからお話がありましたとおりきれいに耕うんされ、そこに柿を植えるということでございました。道も竹がいっぱい生えていましたけれども、全部きれいに刈り取り、畑のほうまで入れるようにきれいになっておりました。農業を拡大するためとのことですので、皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

〔 番 君着席〕

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地の近く耕作上便利であるとのことから、当該土地を贈与により譲り受け、農業経営の拡大をしたいとのことです。場所は大曽根字大坪です。現地を確認いたしましたところ、草刈りをして管理されておりました。

会議資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、傾斜地、土壌が悪く耕作に向かない土地や従前より宅地として使用している土地とのことです。農機具等については、トラクター、耕運機、農用車を所有しており、田植え、刈り取り等は委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で430日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員、お願いします。

○11番（鳥海夫男君） 11番、鳥海です。12月の20日、きのうの8時半に〇〇さんと現地で説明を受けました。〇〇さんは現在大曽根の田んぼを3反ほどつくっているそうです。今回は贈与ですけれども、この田んぼは草刈りはきれいにして、もう燃してありました。そして、これ燃しておいてくれるかい

と聞きましたところ、土地改良もやるのでつくれますよということで、田んぼのほうはきれいにここはもう耕作してあります。

審議のほどよろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 次に、譲受人の所在地の委員の意見ですが、私の担当地区となりますので、この場で説明をさせていただきます。

ただいま事務局と鳥海委員の説明と重複するところがあるかと思えますけれども、補足説明をさせていただきます。

譲受人は、長年学校関係に勤務しており、2年前に定年退職をしております。従来より勤務の傍ら農業に従事しておりました第2種兼業農家であります。これからは本格的に農業に従事するものと思われれます。

以上でございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） この田んぼのエリアは、ちょっと鳥海さんが触れましたけれども、勝・大曽根地区の貯蔵施設、圃場整理の対象のエリアになっておるのだけれども、これは例えば実際に工事が始まらなければ売買とか、そういう異動というか、あれは何かそういう規制するものがあるのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○24番（川島三夫君） 私、土地改良関係で申し上げます。売買に関しては差し支えございません。事業を実際やってもこれは大丈夫です。

○22番（渡辺喜一君） 事業が始まってから転用は8年間だめなのですよ。

○24番（川島三夫君） 売買はですから差し支えありません。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅及び自作地に近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、野田字向山越廻です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては世帯で500日です。下限耕作面積要件につきましては50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員。

○11番(鳥海夫男君) 11番、鳥海です。12月9日の日に〇〇〇〇氏と現地を確認いたしまして、田んぼのほうはきれいにつくってありまして、畑のほうは大根をつくって、耕作してあります。

審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く、耕作上便利であることから当該土地を贈与により譲り受け、農業経営の拡大をしたいとのことです。場所は、野里字西十二天です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地があるとのことです。田が深く農機具による作業に向かないこと、またよい作物ができないことから保全管理している

土地とのことです。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては世帯で300日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

22番、渡辺喜一委員、お願いします。

○22番（渡辺喜一君） 12月17日の2時に現場で権利者の小出さんから説明を受けました。場所は平岡公民館の南西方向200メートルぐらいのところで、資料10ページを見ていただければわかりますけれども、現況は大根とかそういう野菜をつくられず放置、現場そのものは問題はありません。それで贈与ということで、どういう関係かということを知りましたら〇〇さん、それからもう一人、ほか1名というのは〇〇さんという人らしいのですけれども、3人ともこれは兄弟だということで、1名は東京、1名は飯富に住んでおって、もう遠くになってしまって耕作ができなくなったということで、一番上の兄貴の〇〇さんのほうに贈与するという話になったそうです。

それからあと、農機具とかその辺は9ページに書かれていたとおりで、私的に判断して特に問題はありません。ご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

本件は、葦波在住の個人が、自己所有の申請地を農業用物置と駐車場に転用したいとする案件でご

ざいます。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、平成通りを神納のほうから長浦方面に向かっていちょう通りの交差点、ホームセンターのあるところですが、そこを右折して230メートルぐらい行ったところをさらに右折して200メートル弱進んだところに位置をして、周囲はほとんど住宅地で近くには中学校、医療施設もあることから第3種に近接する第2種農地と判断されます。

土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

排水関係ですが、用水は使用しないとのこと。

なお、現地の駐車場用地は既に舗装してしまったということで、事前に相談がありましたので、許可権限者であります君津農業事務所の担当者と協議をしたところ、復旧させるには困難性があるとのことから、転用の趣旨を説明して反省を促した上で申請を受け付けるようにとのことでしたので、所有者に来ていただき違反転用防止のパンフレットを渡しなが、農地法の中の転用の趣旨を説明いたしまして注意をいたしたところです。

以上のようなことから案件とさせていただきます。一部事前に転用してしまっているという問題がありますが、反省されている様子も伺えました。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、花澤信一委員、お願いします。

○1番（花澤信一君） 1番、花澤です。18日1時半ごろです、申請者と代理人と現場で確認しております。先ほど事務局の方からもお話がありましたけれども、既に道路に、生活道路なのですが、舗装されておりまして、事前審査というか、そういうのを、申請が逆ですよということでありましたけれども、始末書という形で提出されているということと、現状がそういうことですのでいたし方ないということで現場確認してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の1についてご説明申し上げます。

本件は、市内在住の個人が、さっき説明しました2号議案の申請者である父親から申請地を使用貸借し、敷地の延長と入り口通路を拡幅するため転用したいとする案件でございます。

総会資料の12ページの位置図をごらんください。申請地は、議案第2号の申請地の隣の場所に位置します。農地区分といたしましては、こちらも第3種農地に隣接する第2種農地として判断されます。

申請の内容ですが、子供の成長とともに庭が手狭となってきたこと、また入り口通路を拡幅したいとする案件でございます。

排水関係は、雨水のみで、敷地内浸透処理することとあります。

なお、こちらも既に道路と庭の状況になっておりまして、第2号案件とあわせて君津農業事務所の担当者と協議し、結論的には同じ扱いということになりました。

こちらも事前に転用している問題がありますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、花澤信一委員、お願いします。

○1番（花澤信一君） 1番、花澤です。先ほどと同じ時刻なのですが、地続きで同じ並びで、奥のほうに長男の家を建てるということで、その周りの、生活道路でありますけれども、その道路を確保するという、道路の幅が狭いので拡張したいというお話でした。場所も全く同じところなのですが、その延長上で、これもやはり事前の協議というか、申請がないままに工事を行ったということで、現状はそういうところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号の2について説明をいたします。

本件は、市内在住の個人が、同じく市内在住の祖父から申請地を使用貸借によって専用住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は県道木更津根形線の中郷のほうから飯富方面に向かっていきますと、飯富自治会館があります。そこを過ぎて東に向かう道路を約100メートルくらい行ったところでありまして、都市計画法上の大規模既存集落としての位置づけとなっております。この申請をしてあるとのこと。

また、農家分家としての要件にも該当するとのことから、こちらの要件を適用させる可能性もありますが、現段階では今言ったような大規模既存集落としての位置づけを適用させましてこの申請をしてあるとのこと。

排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理して、既存道路側溝へ排水されます。雨水につきましても、最終ますを経て道路側溝へ排水されます。

なお、既存側溝が道路の反対側にあるため、道路を横断させる形で暗渠排水管を布設するとのこと。この関係の申請はされております。

その他特に懸念される問題等はないものと思われま。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。今佐久間さんのほうからほとんど説明してしまったのですが、資料は13ページです。場所は、飯富の14分団の詰所より東の方向に向かって100メートルのところ。集落と田んぼとちょうど境目のところ。建てる場所は母屋の10メートルぐらい離れたところですが、宅地のようなところ。ここが何か登記簿で田んぼになっているというようなことで、そこに建てかえると、現況は整地をして済んでいました。きれいになっていました。遠藤家の和弥さんは長男でございます。いまこのうちは3世代いまして、勤めと両方、父親は半分勤めて、半分搾乳牛の世話すると、こういう状況です。今は母屋はあるのですが、このうちを建てるに当たりまして、奥さんの実家のほうに今住んでいるそうです。

排水につきましては、さっき佐久間さん言われたとおり側溝のほうに流している、そういう話です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号の3についてご説明申し上げます。

本件は、11月の総会で審議を保留させていただいた案件でございます。総会資料14ページの位置図をごらんください。県道木更津根形線を飯富の方から中郷方面に向かっていきますと、〇〇〇〇があります。その南隣が申請地です。この申請地の農地区分につきまして、農業事務所と県農地課で協議したところ、当該地は隣接する北側が運送会社の駐車場で、南側が住宅地となっております。東側からの進入路がなく、出入りは県道側からのみで、道路がカーブしていて、通行量も多く、通作に苦勞することが予測されるということから第2種として見るができることになりました。したがって、今回の議案とさせていただきます。

改めて説明をさせていただきます。申請内容は、木更津市の法人が、市内在住の個人から売買によって資材置き場用地に転用したいとする案件でございます。当該法人は、事業拡大を計画しております。建設資材を購入する予定であります。現在の事務所に資材置き場がないため、新規に資材置き場として利用したいとのことでございます。そのようなことから申請地を購入して転用したいというものでございます。

資材としては、足場用パイプ、配管、砕石等です。

排水関係ですが、用水は使用しないとのことから排水はされません。

雨水につきましては、敷地内に自然浸透させるとのことでございます。

その他、懸念される問題等はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番です。資料の図面は14ページです。飯富から行って、飯富新田の部落に入るところの左側です。ここに黒く塗ってありますけれども、この黒く塗ってあるところを転用させていただきたいところです。転用の面積、545平米です。この土地につきましては農外の土地です。それで建設資材の砂、砂利、型枠、足場等を置きたいと。現況は畑に埋めてありますが、管理をしてあると。登記簿は田んぼです、ここは。筆数が3筆というようなことです。さっき佐久間さんが言われ

たように先月出てきたのですが、一応取り下げという形で、この調査は先月調べたのをきょう紹介したわけです。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい。

○14番（鶴岡公一君） これ私、状況、忘れてしまったので、どういうあれで却下してなかったのでしたっけ。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 審議保留させいただいた理由といたしましては、事前に農業事務所の関係者が現地を見たところ、これは第1種の可能性があるのではないかとということで、県の本課と協議をさせていただきますということで審議を保留させていただきたいということもありまして、皆さんにお諮りして保留させていただいた案件でございます。

○14番（鶴岡公一君） 説明ありがとうございました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題とします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市の有限会社が申請地を林在住の個人から賃貸借して、土採取事業の継続に伴い、現在搬出路及び沈砂浸透池用地として一時転用している農地の期間を延長しようとする案件でございます。

総会資料の15ページの位置図をごらんください。申請地は、国道409号線に面した周囲を山林に囲まれた小集団の第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

申請内容といたしましては、平成25年1月31日まで許可を受けた期間をさらに1年間延長しようとする案件でございます。

他法令の関係では、県土採取条例による土採取計画変更許可申請書が提出されております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

川名委員。

○26番（川名康夫君） 26番、川名です。松川の地域権者の説明会等はやって 있습니까。申請ではこういうふうになっていきますけれども。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 水質関係につきまして、一時転用のほうの添付書類になっていませんので、それは確認とれません。

○議長（勝畑孟志君） 川名委員。

○26番（川名康夫君） これ浸透池になっていますけれども、浸透池を定期的に掃除をする設備とか等はできて、報告というか、書類は来ていますか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 浸透池の掃除等の報告については特に上がっておりません。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号については許可相当と決定します。

議案第5号 平成24年度第9次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 平成24年度第9次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いいたします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号 平成24年度第9次農用地利用集積計画承認の件についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が9件で、3万1,875平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)8ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりですので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は12.82アール、〇〇〇さんですが、申請面積は38.30アール、〇〇〇さんですが、申請面積は30.63アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は10.21アール、株式会社〇〇〇〇さんですが、申請件数が2件で35.67アール、37.99アールの合計73.66アールです。福原栄司さんですが、申請面積は40.19アール、株式会社〇〇〇〇さんですが、申請件数が2件で、51.26アール、61.68アールの合計112.93アールとなっております。

なお、整理番号24の12の7から9につきましては、農地利用円滑化団体である君津農業協同組合のあっせんによる申請です。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番(渡辺喜一君) 1ページの借り受け人が世田谷区の等々力ですが、この人本当にこの地区から来てやれるものかしらなと思うのですけれども、それが1点。

もう一点は、4ページと5ページに金額変更ありというのがあるのですけれども、これはどういうことなのでしょう。ご説明を求めます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局。

○事務局(鈴木良宏君) たびたび申しわけありません。4ページと5ページのところ、もう一度ちょっとお願いできますでしょうか。

○22番(渡辺喜一君) 金額変更ありなんて書いているのだけれども、正式なこの申請用紙でこんなあれを書いていいのかどうかというその辺は疑問なのですけれども、その辺はどういうことなのでしょう。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、まず1点目についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんですが、〇〇さんは平成21年度に認定就農者として地域参入されて、現在上泉方面で、平川方面で農業経営を営んでいらっしゃいます。家族の、家の関係で住民票のほうをどうしてもそちらのほうに戻さなければいけないということで、便宜上こちらのほうに戻されておりまして、現在のお住まいのほうは久留里のほうになっておるのですけれども、そちらの方から通作されて、きちんと農業経営はやっているという形になっております。以上です。

それと、こちらの利用集積の金額変更ありというところで、一応反別として1反当たり7,500円ということなのですけれども、こういったことでやっておりまして、今後このような議題はないように



○議長（勝畑孟志君） 葛田委員。

○15番（葛田吉弥君） 15番、葛田です。これ〇〇〇〇に田んぼを貸すというのは、遊休地を減らすというのは大変いいことなのですけれども、とにかく作り方が荒くて、うち田んぼ隣へ3反くらいでくっついているのかな、草は刈りっきり、ハエは出るし、すごい困っている人が、みんな言っているのですけれども、うちも大変です。すごい迷惑こうむっているのです。これをこうやって農地を紹介する側、農協さんは本当にどういうふうな考えでそれを貸しているのか、きちっとそういうふうなものを本人に話ししているのか、ちょっとそこだけをお聞きしたいと思うのです。よろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） はい、鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） 今の確かにそうです。うちの近所にも〇〇さんがつくっている土地は、確かに作り方が悪いし、荒いです。このことに関して今ここで意見を求められましたけれども、私個人としてはちょっとなかなか結論的なことが言えませんので、今度は25日理事会があります。今私、総務のほうに席があるのですけれども、総務委員会のときこの問題を取り上げて、担当者の職員のほうに根回しといいますか、こういう意見があったよということを伝えたいと思いますので、ここではちょっと。

○議長（勝畑孟志君） 事務局のほうにつきましても受け付け段階でその旨指導するなり何なりしていただければと思います。それについてよろしくお願いします。

平戸委員。

○3番（平戸正己君） やっぱりそうですね。やはり野里地区については前の人に貸したのですけれども、どうしても草刈り等管理ができないからほかにいないかなという、逃げた人もいるのです。そこをまたやってくれるからいいことだけれども、やはりある程度事務局も〇〇〇〇に対しても維持管理をちゃんとしろよということをお願いしたいのです。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

#### 報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

資料のほう7ページです。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理をいたしました。以上、報告をいたします。なお、専決処理期間は、平成24年11月1日から11月30日まででございます。

報告は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） ないようでございますので、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第35回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時10分 閉会